

鹿沼市封筒広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿沼市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第10条の規定に基づき、鹿沼市で作成する封筒（以下「封筒」という。）に掲載する広告の取扱いについて、要綱に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の範囲)

第2条 封筒に掲載する広告（以下「広告」という。）は、要綱第3条各号に掲げるもののほか、次のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 行政広報の公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又はこれに類するもののうち青少年の健全な育成を阻害すると認められるもの
- (3) 意見広告、個人的宣伝又は人材募集に類するもの

(広告を掲載する封筒の種類、掲載位置等)

第3条 広告を掲載する封筒の種類、掲載位置、掲載数、掲載寸法、作成枚数、及び金額は、別表のとおりとする。

(広告掲載希望者の募集)

第4条 市長は、市ホームページ及び広報紙等で広告掲載希望者を公募する。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、鹿沼市封筒広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告の版を添付して、市長に提出しなければならない。

(広告掲載等の決定等)

第6条 市長は、前条の申込書を受理したときは、第2条の規定により掲載の可否を決定する。

- 2 広告の掲載が適当と決定した件数が、当該広告の枠を超えたときは、申込み順又は抽選により広告の掲載を決定する。
- 3 市長は、前2項の規定により、広告の掲載を決定したときは鹿沼市広告掲載決定通知書（様式第2号）を、広告の不掲載を決定したときは鹿沼市広告不掲載決定通知書（様式第3号）を、それぞれ申込者に送付するものとする。

(広告掲載の順序)

第7条 広告掲載の順序は、申込み順又は抽選により、封筒の上部から掲載する。

(広告掲載料の納付)

第8条 第6条第3項の規定による広告掲載の決定の通知を受けた申込者（以後「広告主」という。）は、掲載の決定日以後市長が指定する期日までに、広告掲載料を支払わなければならない。

(広告掲載の取消し)

第9条 市長は、要綱第6条各号に掲げるもののほか、広告主が指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料の返還)

第10条 広告掲載料金は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により、広告が掲載できなかったときは、この限りでない。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、市長が別に定める。
附 則

この要領は、平成18年9月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年7月1日から施行する。

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

広告を掲載する封筒の種類、掲載位置等

| 封筒の種類 | 掲載位置 | 掲載数 | 掲載寸法 | 作成枚数 | 金額 |
|----------------|------|-----|------------------|----------|---------|
| 窓口証明書交付用長形3号封筒 | 封筒裏面 | 5 | 縦3cm× 横10cm | 70,000枚 | 50,000円 |
| 郵便用長形3号封筒 | 封筒裏面 | 6 | 縦2.8cm ×横10cm | 140,000枚 | 50,000円 |